

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター中期目標(案)・中期計画(素案)対応表

中期目標(案)(抜粋)	中期計画(素案)
3 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための取組
3-1 診療事業	1-1 診療事業
岐阜地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携のもと、高度・先進医療、急性期医療及び政策医療等の県民が必要とする医療を提供することを求める。	岐阜地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携のもと、高度・先進医療、急性期医療及び政策医療等の県民が必要とする医療を提供する。
3-1-1 より質の高い医療の提供	1-1-1 より質の高い医療の提供
<p>法人が有する医師、看護師、コメディカルや、先進かつ高度な医療機器といった人的・物的資源を有効に活用し、高度で専門的な医療に取り組むことで、県内医療水準の向上に努めること。</p> <p>特に、医師、看護師、コメディカル等の優秀な医療スタッフの確保等に努め、提供する医療水準の維持・向上を図ること。</p> <p>また、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、科学的な根拠に基づく医療の推進、クリニカルパスの導入促進に努めること。</p> <p>さらに、医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療と治療環境を提供できるよう、医療安全対策を徹底すること。</p>	<p>(1) 高度先進医療機器の計画的な更新・整備 医療環境や県民の医療需要の変化、新たな医療課題に適切に対応するとともに、病院の医療機能の維持・向上を図るため、高速X線CT装置(MDCT)、MRI等の高度先進医療機器を計画的に更新し、整備を進める。</p> <p>(2) 長時間勤務の改善等働きやすい環境の整備 病院が求められる機能を果たし、県民が必要とする医療をより良くかつ機能的に提供するとともに、職員の最適な勤務環境を創出するため、次の取り組みに努め、医師・看護師等職員の確保と定着化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な医療従事者等の確保のための柔軟な職員採用、再雇用制度の構築 ・女性医師をはじめとした職員の柔軟な勤務時間体制の検討(例:15時終了制の導入) ・7:1看護体制(看護職員の二交代制)の維持 ・医師事務作業補助(医療クラーク)、病棟・外来看護事務補助(病棟等看護クラーク)等の拡充 ・代休取得、週休日の振替の徹底 ・24時間保育の実施 ・職員の悩みなどの相談体制の整備 ・患者相談体制の整備 ・院内暴力に対する警備の強化 <p>(3) 大学等関係機関との連携や教育研修の充実による優れた医師をはじめとした職員の養成 岐阜大学等関係機関との連携の強化や、国内先進病院への医師の研修派遣により、医師をはじめ優れた職員を養成する。また、高度専門医療の水準の維持・向上のため、専門医や研修指導医等の取得に向けた研修体制の充実を図る。</p> <p>(4) 認定看護師や専門看護師等の資格取得の促進 より水準の高い看護を患者及びその家族に提供するため、専門性の高い資格取得に向けた研修制度を検討・整備し、研修センターの機能を強化する。</p> <p>(5) コメディカルに対する専門研修の実施 診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師等の医療技術者について、専門性の向上に向けた研修制度を検討・整備し、研修センターの機能を強化する。</p> <p>(6) EBMの推進 先端医学など新しい医療の研究・研修を行い、EBM(Evidence Based Medicineの略、科学的根拠に基づいた医療)の実践を推進する。 そのためには、各種診療ガイドライン等に基づいたクリニカルパスを作成し、積極的に活用するとともに、バリエーション分析を行いクリニカルパスを必要に応じ改訂し、作成されたクリニカルパスを検証することにより最適化されたクリニカルパスの推進に取り組み、医療の質の改善、向上を図る。また、クリニカルパス推進活動の一環として関係部門のスタッフが参加するクリニカルパス大会を実施し、新規クリニカルパスの紹介、改訂クリニカルパスの報告、DPC関連データの報告などを行う。</p> <p>(7) 医療安全対策の充実 医療安全管理委員会や医療安全部において、インシデント・アクシデント報告の収集・分析に努め、医療安全対策の充実を図る。また、事故調査委員会において、医療事故の再発防止のため、リスクを回避するための方策を検討し、改善方策の共有化、安全管理に関する研修を充実させるなど、事故予防の徹底と予防意識の醸成を図る。</p> <p>(8) 院内感染の発生原因の究明及び防止対策の確立のための体制整備 感染防止委員会や感染症対策部において、感染防止訓練や研修会の実施、院内感染防止マニュアルの周知徹底・啓発を図る。また、ICD(感染症対策専門医)及びICN(感染管理看護師)の資格を持った医療技術者を充実させることにより、院内感染防止体制を整備する。</p>
3-1-2 患者・住民サービスの向上	1-1-2 患者・住民サービスの向上

<p>来院から診察、検査、会計等に至る全てのサービスの待ち時間の改善、快適性及びプライバシー確保に配慮した院内環境の整備、医療情報に関する相談体制の整備・充実など、病院が提供する全てのサービスについて患者の利便性の向上に努めること。</p> <p>また、病院運営に関し、患者のみならず地域住民の意見を取り入れる仕組みを作り、患者・住民サービスの向上を図ること。</p>	<p>(1) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善等</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子カルテ導入によるペーパーレス化、フィルムレス化とともに、他科の診療情報の共有、他医療機関との連携など医療体制を充実し、業務の効率化とスピード化を図る。また、診療時間帯の延長等の診療時間の弾力化など各種取組により待ち時間の短縮を図る。 検査の効率的な実施や検査機器の稼働率向上等により、検査待ちの改善を図る。 医師等の配置及び手術室の運用の改善等により、手術の実施体制を再整備し、手術待ちの改善を図る。 <p>(2) 院内環境の快適性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努め、病室、待合室、トイレ等を計画的に改修・補修し、快適な院内環境を整備する。 治療効果を上げるための栄養管理の充実と患者の嗜好に配慮した選択メニューの拡充等、病院給食の改善を図る。 <p>(3) 医療情報に関する相談体制の整備</p> <p>カルテ開示等の個人の診療情報やその他情報公開請求時等における医療情報提供の環境を整備する。また、患者相談室の更なる活用を図り、患者及びその家族への情報開示についても適切に対応する。</p> <p>(4) 患者の視点に立ったより良い医療の提供</p> <p>Humanity（人間性を大切にしたい）に基づいた医療の実践を病院の理念の1つとし、県民に信頼され、患者の立場に立ったより良い医療を提供するとともに、①平等に安全で良質な医療を受ける権利、②十分な説明の下に患者自身の医療を決定する権利、③個人のプライバシーを守られる権利を岐阜県総合医療センターの患者の権利とし、院内に掲示するとともに、病院案内、入院案内、病院ホームページに掲載し、情報を提供する。</p> <p>(5) インフォームド・コンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進</p> <p>必要な情報を患者が理解できる言葉で、提供、説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるようインフォームド・コンセントを徹底し、患者等が検査や治療を受けるにあたり、より良い判断をするために、主治医以外の専門医に意見やアドバイスを求めた場合に適切に対応できるように取り組むことで、セカンドオピニオンの推進を図る。</p> <p>(6) 患者や周辺住民を対象とした病院運営に関する満足度調査の病院運営への反映</p> <p>運営の透明性を図り、地域住民から信頼が得られる病院とするため、病院の運営、施設・環境及び患者サービス等に関する意見を運営・管理に反映させるものとする。</p> <p>(7) 患者支援システム（メタボリックシンドローム予防センター）の創設</p> <p>患者支援システムは、①生活指導教室、②専門外来（女性外来、禁煙外来）、③緩和医療、④スキンケア（ストーマ、褥（じょく）瘡（そう））・NST（栄養サポートチーム）、⑤看護外来により構成し、特にメタボ予防を目的とした「患者教育」を実施し再発防止に取り組む。なお、再診料、指導管理料など保険医療にも裏付けされた医療を実施し、医療計画と連携した患者支援システムとする。</p>
<p>3-1-3 診療体制の充実</p> <p>医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療需要の変化に即して診療部門の充実や見直し、若しくは専門外来の設置や充実など診療体制の整備・充実を図ること。</p>	<p>1-1-3 診療体制の充実</p> <p>(1) 患者動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備・充実</p> <p>地域完結型の病院として、「病診連携室」を充実させ、地域の医療機関、福祉施設をつなぐ架け橋として、患者やその家族が安心して医療が受けられる「地域に開かれた病院」としての機能を果たす。</p> <p>(2) 多様な専門職の積極的な活用</p> <p>高度な専門性を有する職員の外部からの登用にあたり、その専門性に応じた処遇が可能となる人事給与制度の構築を図る。</p> <p>また、定年を迎えた職員のうち、質の高い医療の提供に寄与すると認められる医師等医療従事者を活用する再雇用制度の構築を図る。</p>
<p>3-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携</p> <p>近隣の医療機関等との役割分担を明確にするとともに病病連携・病診連携を一層推進し、地域の実情に応じて岐阜地域の基幹病院としての機能を引き続き発揮し、県民が求める医療を実施すること。</p> <p>さらに、退院後の療養に関する各種情報を提供することにより、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供の促進を図ること。</p>	<p>1-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携</p> <p>(1) 近隣の医療機関との役割分担の明確化と連携強化による紹介率・逆紹介率の向上</p> <p>地域の医療機関との連携及び協力体制の充実を図るとともに、「地域医療支援病院」として、紹介率（40%以上）、逆紹介率（60%以上）の強化をめざし、また「病病連携」や「病診連携」をさらに推進する。</p> <p>(2) 地域連携クリニカルパスの整備普及</p> <p>作成されたクリニカルパスの有効性を検証し、達成率を向上させる。また、既に進行中の急性心筋梗塞、脳卒中、大腿骨頸部骨折等の連携パスについては、更なる改善・充実を図る。5大がん、生活習慣病などについても、連携パスの作成・普及に努めるものとする。</p> <p>(3) 地域の介護・福祉機関など退院後の療養に関する各種情報の提供</p> <p>地域の療養機関との連携及び協力の体制の充実を図り、「病診連携」をさらに推進させる。また、退院調整室の機能強化を図る。</p>
<p>3-1-5 重点的に取り組む医療</p>	<p>1-1-5 重点的に取り組む医療</p>

<p>高度・先進医療、急性期医療及び政策医療といった他の医療機関においては実施が困難ではあるが県民が必要とする医療を、岐阜県総合医療センターとして重点的に実施すること。</p> <p>特に、「救命救急医療」、「心臓血管疾患医療」、「周産期医療」、「がん医療」、「女性とこども医療」を、岐阜県総合医療センターにおける重点医療として位置付け、さらに充実・強化して高度で先進的な医療を提供すること。</p>	<p>高度・先進医療、救急医療、急性期医療及び政策医療といった他の医療機関では実施が困難で、地域に不足している医療に積極的に取り組み、県民が必要とする医療を提供するため、次の医療に重点的に取り組むものとし、診療機能の充実に努める。</p> <p>(1) 救命救急センター（救命救急医療） 全診療科が対応し、循環器系疾患、外傷を始め、広範囲熱傷、指肢切断、急性薬物中毒などの特殊な症例を含めすべての救命救急疾患に対し即対応できるよう、更なる救命救急センターへの機能の強化と充実を図る。また、脳卒中を主とする脳血管障害には、神経内科・脳神経外科が対応する。</p> <p>(2) 心臓血管センター（心臓血管疾患医療） 心筋梗塞をはじめとする虚血性心疾患、慢性心不全、弁膜症等に循環器内科・心臓血管外科が中心となって、内科的・外科的治療をする。</p> <p>(3) 母とこども医療センター（周産期医療とこども医療） 総合周産期母子医療センター（総合周産期部）、新生児医療センター（新生児内科）、小児総合医療センター（小児科、小児外科、小児心臓外科、小児脳神経外科等）の3つのセンターを基幹とするよう再編し、センターの枠を超えた母とこどもの総合的な医療を実施する。新生児医療センターではドクターカー（すこやか号）により、他病院・医院で出産した未熟児をはじめとする新生児疾患患者を医師同乗で搬送・入院することで、後遺症なき発育を目指す。また、各センターの充実を図ることで、より高度なチーム医療を目指す。</p> <p>(4) がん医療センター（がん医療） がんに対し、早期発見、早期治療など根治治療を実施する。がん末期患者に対しては医師、薬剤師、看護師などからなる緩和ケアチームが、がんによる痛みや不安などの苦痛をできる限り少なくし、患者と家族がよりよい生活を送ることができるよう支援する。</p> <p>(5) 女性医療センター 女性が診療、治療を受けやすい女性専用病棟での治療を実施し、女性特有の病気を持つ患者が安心して治療を受けられるようプライバシーの保護と安らぎづくりに努める。</p>
<p>3-2 調査研究事業 岐阜県総合医療センターで提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上並びに県民の健康意識の醸成を図るための調査及び研究を行うことを求める。</p>	<p>1-2 調査研究事業 岐阜県総合医療センターで提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上並びに県民の健康意識の醸成を図るための調査及び研究を行う。</p>
<p>3-2-1 調査及び臨床研究等の推進 高度・先進医療の各分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発、臨床応用のための研究を推進すること。 県及び岐阜地域の医療の水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを促進すること。</p>	<p>1-2-1 調査及び臨床研究等の推進 (1) 治験や調査研究事業に積極的に参画できるよう体制を整備し、受託件数の増加を図り、「治験センター」の認定を目指す。 平成20年度の実績は、18件である。 平成21年度の見込は、19件である。 (2) 先端医療など新しい医療について研究、研修を行うとともに、EBMに基づく医療を行い、疫学統計調査や臨床研究を行いかつ管理する「臨床研究部（仮称）」を創設する。</p>
<p>3-2-2 診療等の情報の活用 電子カルテシステムを中心とする医療総合情報システムをより有効に活用し、診療等で得た情報を岐阜県総合医療センターで提供する医療の質の向上に活用するとともに、他の医療機関への情報提供を行うこと。</p>	<p>1-2-2 診療等の情報の活用 (1) 医療総合情報システムに蓄積された各種医療データの有効活用 医療総合情報システムをより有効に活用し、診療記録等医療情報の電子化や管理機能の充実を図る。また、電子カルテ導入によりペーパーレス化、フィルムレス化を図るとともに、業務の効率化とスピード化を図り、医療機関との連携など医療体制の充実を図る。 (2) 集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用 集積したエビデンスを、カンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用するため、診療録管理業務体制の充実を図り、院内診療データを集積、整理する。また、他職種による合同カンファレンスなどにより診療内容を共有化し、治療成績などの公表を推進する。</p>
<p>3-2-3 保健医療情報の提供・発信 県民の健康意識の醸成を図るため、専門医療情報など病院が有する保健医療情報を、県民を対象とした公開講座やホームページなどにより情報発信を行うこと。</p>	<p>1-2-3 保健医療情報の提供・発信 (1) 公開講座、医療相談会等の定期的開催 平成20年度の実績は、「岐阜県総合医療センターで受けられる最新の医療」と題し、当センターで受けられる最新医療を紹介したり、模擬カンファレンス等を実施した。平成21年度は、「感染症対策～新型インフルエンザにそなえる～」と題してセミナーを開催するなど、今後も県民に関心の高いテーマを中心に県民健康セミナーを開催したり模擬カンファレンス等を実施する。 (2) 保健医療、健康管理等の情報提供 岐阜県総合医療センター広報誌「けんこう」や、「診療案内」を発行するとともに、病院が有する保健医療情報を病院のホームページで公表する。</p>
<p>3-3 教育研修事業</p>	<p>1-3 教育研修事業</p>

<p>医療の高度化・多様化に対応できるよう、岐阜県立看護大学及び岐阜県立看護専門学校等の学生並びに救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れなど、地域の医療従事者への教育及び研修を実施することを求める。</p>	<p>医療の高度化・多様化に対応できるよう、岐阜県立看護専門学校、岐阜県立衛生専門学校及び地方独立行政法人岐阜県立看護大学等の学生並びに救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れなど、地域の医療従事者への教育及び研修を実施する。</p>
<p>3-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実 専門医等の研修施設として認められた病院（臨床研修病院）として、臨床研修医及びレジデント（専門分野の研修医）の積極的な受入れを行なうこと。 岐阜大学医学部附属病院や県が設立した他の地方独立行政法人などの臨床研修病院との連携や、法人の有する人的・物的資源を活かした独自の臨床研修プログラムの開発など、質の高い医療従事者の養成に努めること。</p>	<p>1-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実 (1) 質の高い医療従事者の養成 質の高い医療従事者養成のため、独自の臨床研修プログラムを開発し、その推進体制を強化する。また、国内や海外での留学を制度化したり、他の先進病院への医師を派遣することにより、長期研究できる体制を確保する。 (2) 後期研修医（レジデント）に対する研修等 後期研修医に対しては、岐阜県総合医療センター独自の研修及び岐阜大学医学部附属病院と密なる連携による研修プログラムを開発し、推進する。</p>
<p>3-3-2 看護学生、救急救命士等に対する教育の実施 県内に就学している看護学生の実習受入れ、救急救命士の新規養成及び再教育にともなう病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実を図ること。</p>	<p>1-3-2 看護学生、救急救命士等に対する教育の実施 (1) 医学生、看護学生の実習受入れ 県内医療従事者の育成を図るため、医学生、看護学生の実習の受入れ体制を整備し、今後も積極的に実習を受け入れる。 平成21年度見込 医学生の病院見学 4月～ 延べ35名 看護学生 4月～ 359名 (2) 救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実 救急救命士など地域医療従事者の養成を図るため、救急救命士に対する救急搬入後の事後検討会を実施するなど、病院での実習の受入れ体制を整備し、今後も積極的に受け入れる。 平成20年度の救急救命士養成に関する臨床実習受入実績は、18人である。 平成21年度の救急救命士養成に関する臨床実習受入見込は、63人である。 また、4、7、10月に救急救命士に対する救急搬入後の事後検討会を実施した。</p>
<p>3-4 地域支援事業 地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう地域への支援を行うことを求める。</p>	<p>1-4 地域支援事業 地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう地域への支援を行う。</p>
<p>3-4-1 地域医療への支援 地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、高度先進医療機器の共同利用の促進、開放病床の利用促進など、地域基幹病院として地域医療の確保に努めること。 医師不足の地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援など人的支援を行うこと。 代診医師の派遣や巡回診療等、県全体での広域的なへき地医療支援事業の企画・調整など、県におけるへき地医療対策を円滑かつ効率的に実施すること。</p>	<p>1-4-1 地域医療への支援 (1) 地域医療水準の向上 地域の医療機関との連携を強化し、高度先進医療機器の共同利用を促進するとともに、開放型病床の利用促進及び開放型病床利用登録医師との共同診療の実施により地域医療の向上を図る。 ○高度先進医療機器の共同利用 平成20年度実績 郡上市民病院との遠隔画像診断、地域がん診療拠点病院として病理診断の実施 ○開放型病床の利用促進及び共同診療 平成20年度の実績は、産科開業医13名が、夜間、周産期医療に参加、小児科開業医6名が小児急病センターに参加し、共同診療を実施した。また、開放型病床の登録医（387名/平成20年度末現在）とも共同診療を実施した。 平成21年度は、産科開業医13名が、夜間、周産期医療に参加、さらに8月に新設された小児急病センターにおいて、各務原市医師会所属小児科開業医7名（各1回/月）が小児科輪番日に共同診療を実施する見込みである。 (2) 医師不足の地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援など人的支援 平成20年度の実績は、独立行政法人国立病院機構 長良医療センター（1名/週、脳神経外科）、岐阜県立下呂温泉病院（総合内科2人・神経内科3人・消化器内科延べ6人・腎臓内科延べ2人・呼吸器内科1人、小児科延べ3人）、下呂市立金山病院（1人/月、外科延べ12人）等において診療における人的支援を行った。 平成21年度は、岐阜赤十字病院（2名/週 循環器内科）、岐阜県立下呂温泉病院（6月から1名：循環器内科、9月から1名：整形外科、4月から1名：小児科）、下呂市立金山病院（1人/月、外科）、公立学校共済組合東海中央病院（10月から2名/週 小児科）において診療における人的支援を行う見込みである。 今後も、医師不足の地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援など人的支援を継続する。 (3) へき地医療対策の支援 県とへき地医療支援機構業務についての業務委託契約を締結した上で、へき地医療機関等からの代診要請に積極的に対応し、診療支援など人的支援ができるよう、地域医療部の強化、総合診療科の新設などを検討する。また、岐阜県立多治見病院や岐阜県立下呂温泉病院の地域医療部と連携、協力して代診等業務、情報の共有や問題点の解決に当たる。 さらに、新医師臨床研修制度における地域・保健プログラムやその他新規プログラムに積極的に参加するとともに、へき地医療機関と連携し、研修の動機付け・総括等、研修医のへき地医療研修支援を行う。へき地医療等を志向する後期研修医、またへき地勤務医の研修時は、地域医療部を所属の場として活用し、各科の横断的研修等を行う。</p>
<p>3-4-2 社会的な要請への協力 岐阜県総合医療センターが有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的な協力を行うこと。</p>	<p>1-4-2 社会的な要請への協力 医療に関する鑑定や調査、講師派遣など社会的な要請に対する協力を行う。</p>
<p>3-5 災害等発生時における医療救護</p>	<p>1-5 災害等発生時における医療救護</p>

<p>災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフの派遣や災害派遣医療チームの派遣など医療救護を行うことを求める。</p>	<p>災害等への日頃からの備えを行うとともに、災害等発生時においては、医療救護活動の拠点機能を担い、医療スタッフの現地派遣やDMAT（Disaster Medical Assistance Teamの略、災害派遣医療チーム）の派遣など医療救護活動を行う。</p>
<p>3-5-1 医療救護活動の拠点機能 災害等発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、患者の受入れや医療スタッフの現地派遣など本県あるいは岐阜地域の医療救護活動の拠点機能を担うこと。 岐阜県の基幹災害医療センターとして、県内の災害拠点病院に対し災害医療研修や災害医療訓練（公開）を行うなど指導的役割を発揮すること。</p>	<p>1-5-1 医療救護活動の拠点機能 (1) 岐阜県地域防災計画に基づき、又は自らの判断で、本県あるいは岐阜地域の医療救護活動拠点機能を担うこととする。 24時間対応可能な救急医療体制を確保し、災害等発生時の救急・重篤患者を受け入れる。 また、NBC（核、生物、化学）災害に対しても対応できるよう、広域災害対策訓練を実施する。さらに全職員が積極的に参加して、職員・部署の役割分担、各部署の備蓄品等を見直し、災害等発生時に患者の受入れ等求められる機能を発揮する組織を構築する。 (2) 県下5圏域の災害拠点病院を統括する最先端の「基幹災害医療センター」としての機能を強化し、指導的役割を発揮する。</p>
<p>3-5-2 他県等の医療救護への協力 県内のみならず他県等の大規模災害等においても、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣するなど、積極的に医療救護の協力を行うこと。</p>	<p>1-5-2 他県等の医療救護への協力 (1) 大規模災害発生時のDMATの派遣 大規模災害への対応を図るため、DMATを編成し、必要な機能を整備する。 平成16年度には、岐阜県地域防災計画に基づく医療班を編成し、新潟県中越地震にて医療支援を実施した。（5班体制：1班5名） (2) 大規模災害に対応できるよう、DMATの5班体制を確保するために県内外のDMATとの訓練・研修に派遣することにより、質の向上と維持を図る。</p>
<p>4 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>	<p>2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組</p>
<p>4-1 効率的な業務運営体制の確立 自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努めることを求める。</p>	<p>2-1 効率的な業務運営体制の確立 自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努める</p>
<p>4-1-1 簡素で効果的な組織体制の確立 医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、法人の理事長のリーダーシップが発揮できる簡素で効果的な組織体制を確立すること。 ITの活用とアウトソーシングを進めるとともに、経営企画機能を強化し、経営効率の高い業務執行体制を確立すること。</p>	<p>2-1-1 簡素で効果的な組織体制の確立 (1) 効率的かつ効果的な組織体制の構築 理事長のイニシアチブの下、医療環境の変化や県民の医療需要に的確に対応できるよう弾力的な組織づくりを進め、迅速で柔軟性のある業務運営に努め、職員の自主性を尊重し、職員それぞれが自己の役割を全うできるよう効率的・効果的な組織体制づくりをする。 (2) 各種業務のIT化の推進 人事給与システム、旅費システム、経営管理システムなど各種事務処理において、積極的にITを活用する。 (3) アウトソーシング導入による合理化 定型的な業務のうち委託が可能なものについては、アウトソーシングの導入を図る。 (4) 経営効率の高い業務執行体制の確立 事務局職員の病院運営や医療事務等に係る能力向上を支援することで、経営企画機能を強化し、経営環境の変化に対応できる業務執行体制を整備する。また、定年を迎えた職員のうち、病院経営に寄与すると認められる職員を再雇用する制度を整備する。</p>
<p>4-1-2 診療体制、人員配置の弾力的運用 医療需要の変化に迅速に対応し、診療科の変更や医師・看護師等の配置の弾力的運用を行うこと。 常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用による、効果的な医療の提供に努めること。</p>	<p>2-1-2 診療体制、人員配置の弾力的運用 (1) 弾力的運用の実施 医療需要や患者動向の変化に迅速・柔軟に対応した診療科の変更、医師・看護師等の配置の弾力的運用を行う。 脊椎脊髄外科センター、睡眠時無呼吸センター、前立腺センター、小児腎臓科、総合診療科等、医療需要の変化や患者動向に迅速に対応した診療科を設置し、また、漢方医療を活用した日本型医療の創生をめざし、漢方科の設置について検討する。 (2) 効果的な体制による医療の提供 常勤以外の雇用形態を含む多様な専門職の活用など、効果的な体制による医療の提供に努める。 特に、医療職サポートシステム（医療クラーク、病棟等看護クラーク等）の強化、充実を図る。 (3) 3法人間の人事交流による適正な職員配置（人材活用のネットワーク化） 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院間で、職種の特異性に配慮し、積極的に人事交流を行うなど、3法人間人材活用等のネットワーク化により、適正な職員配置を実現する。</p>
<p>4-1-3 人事評価システムの構築 職員のモチベーション向上のため、知識、能力、経験や勤務実績等を反映させた公平で客観的な人事評価制度の構築を図り、中期目標最終年度までに試行運用を行うこと。</p>	<p>2-1-3 人事評価システムの構築 職員の業績や能力を職員の給与に反映し、職員の人材育成、人事管理に活用するための公正で客観的な人事評価制度を構築する。なお、中期目標期間内に当該制度を試行的に実施するものとする。</p>
<p>4-1-4 事務部門の専門性の向上 事務部門において、病院特有の事務に精通した法人の職員を計画的に確保及び育成することにより、事務部門の専門性を向上すること。</p>	<p>2-1-4 事務部門の専門性の向上 経営管理機能を強化するため、病院事務に精通し、経営の中心となるプロパー職員を計画的に確保する。また、専門性の向上に計画的に取り組むため、診療報酬等の専門研修、病院経営に係る財務経営分析等の研修、危機管理に関する研修など事務部門の病</p>

	院運営や医療事務に精通した職員を確保する。
4-2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図ることを求める。	2-2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。
4-2-1 多様な契約手法の導入 透明性・公平性の確保に十分留意しつつ、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を導入し、契約事務の集約化・簡素化・迅速化を図るとともに、費用の節減に努めること。	2-2-1 多様な契約手法の導入 入札・契約事務について、民間病院の取り組みを参考に、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を導入するなど、集約化・簡素化・迅速化を図り、経費の節減に努める。
4-2-2 収入の確保 地域社会のニーズに即した病院経営を行うことにより、病床利用率や医療機器の稼働率を高め、収入の確保に努めること。	2-2-2 収入の確保 (1) 効果的な病床管理、医療機器の効率的な活用 担当職員の配置と空床管理マニュアルにより、有効な病床管理を徹底し、病床利用率の向上に取り組む。また、医療機器については、開放型病床登録医師（地域開業医師）との病診連携を密にし、開放型病床を活用することで、医療機器の稼働率の向上を図る。さらに、医療需要の変化や患者動向に対応できるよう診療科を多様化し、健診部門についても導入を目指す。 (2) 未収金の発生防止対策等 診療報酬の請求もれ防止と未収金の発生の未然防止を徹底するため、相談窓口拡充を図る。 (3) 入院時医学管理加算として退院時の開業医への紹介率（退院時加算等40%以上）の向上 入院時医学管理加算の強化や看護師の集中による集中治療加算など、診療報酬を増やし収入が確保できる体制を整備する。
4-2-3 費用の削減 薬剤・診療材料の購入方法の見直しや在庫管理の徹底や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の採用などにより費用の節減に努めること。	2-2-3 費用の削減 (1) 医薬品・診療材料等の購入方法の見直し、適正な在庫管理の徹底や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の効率的採用などによる費用の節減 専門職員を配置し、他病院での医薬品・診療材料等の購入価格や後発医薬品の使用状況を調査・分析し、効率的・経済的な購入に努め、費用の節減を図る。
5 財務内容の改善に関する事項	3 予算（人件費の見積含む。）、収支計画及び資金計画
5-1 経常収支比率 業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、中期目標期間最終年度までに経常収支比率100%以上を達成すること。	「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間内の最終年度までに、経常収支比率100%以上及び職員給与費対医療収益比率を〇〇%以下とすることを目指す。
5-2 職員給与費対医療収益比率 職員給与費対医療収益比率については、同規模の全国自治体病院の黒字病院の当該比率の平均値を参考に、中期計画にその目標を定め、中期目標期間の最終年度までに達成すること。	
/	3-1 予算（人件費の見積、運営費負担金の算定ルール（考え方））
	3-2 収支計画
	3-3 資金計画
	4 短期借入金の限度額
	4-1 限度額 △△△△円
	4-2 想定される短期借入金の発生理由 ・運営費負担金の受入れ遅延、賞与の支給等による資金不足への対応 ・退職手当等突発的な出資への対応
	5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし
	6 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。
	7 料金に関する事項 岐阜県総合医療センターの使用料及び手数料は次に定めるところにより徴収する。
	7-1 使用料の額 (1) 使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149において準用する場合を含む。)高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額、健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額(以下「算定額」という。)とする。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる療養又

は医療の提供（健康保険法（大正11年法律第70号）その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。）に係る使用料の額は、算定額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付の対象となる療養の給付又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター理事長（以下「理事長」という。）が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。

(3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。

(4) 使用料の額の算定が前2項の規定により難しい場合の使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。

7-2 手数料の名称、額等

(1) 手数料の名称、額等は、次の表のとおりとする

事務の内容	手数料の名称	単位	額 (円)
1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県総合医療センター生命保険診断書等交付手数料	1通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては3,750円、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては3,400円
2 死亡(死産)診断書、普通診療費明細書又は死体検案書の交付	岐阜県総合医療センター死亡診断書等交付手数料	1通につき	2,310円
3 普通診断書又は証明書の交付	岐阜県総合医療センター普通診断書等交付手数料	1通につき	1,580円
4 再発行診察券の交付	岐阜県総合医療センター再発行診察券交付手数料	1通につき	250円

(2) 前項の規定により難しい場合の手数料の名称、額等は、理事長が別に定める名称、額等とする。

7-3 保証金

理事長は、特に必要があると認めるときは、病院に入院しようとする者から、保証金を徴収することができる。

7-4 使用料及び手数料の徴収方法等

- (1) 使用料は、診療の都度支払わなければならない。ただし、入院患者にあつては、毎月1日から15日まで及び16日から月末までの使用料をそれぞれ請求書に定める期限まで(退院する入院患者にあつては、退院の日までの使用料を同日までに)支払わなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事長は同項の規定による支払期限までに使用料を支払うことが困難であると認めるときは、支払期限を別に定めることができる。
- (3) 手数料は、申請の際に支払わなければならない。ただし、事務の性質上申請の際に支払うことができないものとして理事長が別に定めるものについては、この限りでない。
- (4) 支払われた使用料及び手数料は、算定内容を変更しない限り返還しない。

7-5 使用料及び手数料の減免等

理事長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免し、又は使用料及び手数料の支払を猶予することができる。

7-6 その他

ここに定めるもののほか、使用料及び手数料徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 その他業務運営に関する重要事項

6-1 職員の就労環境の向上

職員の実情等を考慮した柔軟な勤務形態の導入、院内保育施設等の整備・拡充といった育児支援体制の充実など、日常業務の質の向上を図るために必要な職員の就労環境の整備に努めること。

さらに、地方独立行政法人制度の特徴を十分に活かし、医療従事者を必要な人数確保することによって、病院職員全体の勤務環境を改善すること。

8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

8-1 職員の就労環境の向上

- (1) 職員の専門的能力が十分に活用される効果的な病院運営のため、病院職員の最適な勤務環境創出に努める。
- (2) 仕事と生活をともに充実したものとするため、職員の実情に応じた柔軟な勤務形態の採用、時間外勤務時間の縮減、年次有給の取得促進、代休の取得や週休日の振替の徹底、育児等を支援するための特別休暇の創設等、適切な労働時間の管理のもと職員の家庭環境への配慮に努める。
- (3) 病院職員の健康管理のため、定期健康診断の受診に努めるとともに、職員の勤務状況による健康相談の実施等メンタルヘルスにも配慮した職員の健康管理対策の充実に努める。
- (4) 医師住宅、看護師寮などの福利厚生施設を充実したり、24時間保育の実施に向け、夜間保育を整備するなど病院の施設・設備を整備することで、ゆとりある職場環境を創出し、職員が安全かつ安心して勤務できる勤務環境づくりに努める。
- (5) 職員が高い意欲を持ち、能力を発揮できる病院を目指し、学会等へ参加する機会の確保と、病院内における研修会、講

	演会等の開催に努める。
6-2 県及び他の地方独立行政法人との連携 人事交流など、県及び県の設立した他の地方独立行政法人との連携を推進すること。	8-2 県及び他の地方独立行政法人との連携に関する事項 医師、看護師やコメディカルなどの医療従事者の人事交流など、県及び県が設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。
6-3 医療機器・施設整備 医療機器・施設整備については、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案して計画的に実施すること。	8-3 医療機器・施設整備に関する事項 (1) 本中期目標期間中における医療機器・施設整備に関する総投資額については、〇〇〇のとおり (2) 医療機器・施設整備に当たっては、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に判断し、高度先進医療機器（高速X線CT装置（MDCT）、MRI等）の整備、超音波室の増設等、着実に実施する。
6-4 法人が負担する債務の償還に関する事項 法人は、岐阜県に対し、地方独立行政法人法第66条第1項に規定する地方債のうち、法人成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担すること。また、その債務の処理を確実にすること。	8-4 法人が負担する債務の償還に関する事項 法人が岐阜県に対し負担する債務の償還を確実にやっていく。